

あなたの声を…

こら

第70号

2017年2月

議会だより



◎審議内容	2
◎意見書	3
◎総務民生常任委員会報告	4
◎一般質問	4
◎町の元気もの	12



甲良町のキャラクター
ココラちゃん

第三者調査委員会設置条例

「公金横領事件」解明に向け、一步前進!

可決

28年12月定例会は、12月5日から12日までの8日間の会期で開催し、議案13件、同意1件、請願1件、意見書1件、その他1件の計17件を審査し、審査の結果、いずれも可決・決定した。
一般質問は、5日、6日に8人が行った。

審議内容

議案(13件)

○税条例の一部改正

地方税法および所得税法の改正に伴う改正。

賛成全員

○職員の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告に伴う職員の給与および期末勤勉手当の引上改正。

賛成全員

○国民健康保険税条例の一部改正

所得税法改正に伴う改正。

賛成全員

○尼子駅コミュニティ施設設置に関する条例の一部改正

指定管理への移行に伴う改正。

賛成全員

新規の推進委員の定数を7人とする条例の制定。

賛成全員

○一般会計補正

1億8920万円追加

主な補正項目

【歳入】

国庫支出金

8389万円

県支出金

1077万円

繰入金

4141万円

町債

5000万円

【歳出】

総務費

2496万円

民生費

4393万円

農林水産業費

1億1059万円

土木費

207万円

教育費

629万円

賛成全員

○第三者調査委員会設置条例の制定

公金横領事件の調査解明に向けた外部委員会の設置条例を制定。委員の定数は3名以内(学識経験のある者)とし、詳細は規則で定める。

賛成全員

○特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正

農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定

上位法の改正に伴い、農業委員の定数を14人、

賛成全員

農業委員の定数を14人、

賛成全員

○国民健康保険会計補正

27万円追加

賛成全員

○後期高齢者医療事業会計補正

42万円減額

賛成全員

○介護保険会計補正

2109万円追加

賛成全員

○住宅新築資金等貸付事業会計補正

12万円追加

賛成全員

同意(1件)

○監査委員の選任同意

再任

上野 安德氏(下之郷)

賛成全員

請願(1件)

○原発事故による避難者
用無償住宅支援の継続
を求める意見書の提出
を求める請願

国と福島県は、「区域
外避難者」への支援を3
月に打ち切ろうとしてい
るため、支援の継続を求
める。

賛成

(西澤、丸山、西川、
宮崎、阪東、野瀬、
山田裕、山田光、田中、
岡田)

反対

(建部)

意見書(1件)

○原発事故による避難者
用無償住宅支援の継続
を求める意見書

議会初日に請願採択、
最終日に意見書可決。

(※意見書は下記に掲載)

賛成

(西澤、丸山、西川、
宮崎、阪東、野瀬、
山田裕、山田光、田中、
岡田)

反対

(建部)

原発事故による避難者用無償住宅支援の 継続を求める意見書

福島原発事故から5年8ヶ月が経ちましたが、収束の見通しは全く立っていません。放射能汚染などのため、全国で14万1000人(復興庁9月30日発表)の住民が避難を余儀なくされています。滋賀県防災危機管理局によると、9月23日現在、滋賀県には全体で212人、福島県から155人の方が避難しておられます。

これまで、避難指示がなく避難した「区域外避難者」への支援は、無償住宅支援がほとんど唯一のものでした。しかし、政府と福島県は住民の帰還する意思や条件に関わらず、この支援を2017年3月に打ち切ろうとしています。

さらに昨年6月、政府は「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」を遅くとも2017年3月までに解除することを決め、今年6月より葛尾村、川内村、南相馬市の年間50ミリシーベルト未満の地域を解除しました。日本の法律が公衆の通常の年間線量限度を1ミリシーベルトに定めているにもかかわらずです。解除されても帰還できない人たちは、「区域外避難者」になり無償住宅支援は打ち切られます。

無償住宅支援が打ち切られれば、今でも経済的に苦しい状態に置かれている避難者、特に母子避難者世帯は避難の継続が困難になります。

事故を起こしたのは避難者ではありません。事故の犠牲者である避難者に「被ばくか貧困か」を迫るような事態は避けなければなりません。放射性セシウム137の半減期は30年と長く、命と健康を守り安心して避難生活を送るためには、無償の住宅提供を続けることが必要です。

私たち甲良町の住民は、隣の福井県に巨大な原発群を控えており、今の避難者の苦悩を他人ごとのように考えることはできません。原発に対する賛成・反対を超えて、人道的立場から避難者を支援することが重要だと考えます。

よって、政府と福島県に対し下記の事項を要請します。

記

住民の思いを重く受け止め、2017年3月以降も広域避難者への無償住宅支援を継続すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月12日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
復興大臣 様
福島県知事 様

甲良町議会議長

一般質問

町政のここが 知りたい！聞きたい！

Q & A



山田 充 議員

告訴の内容を受けて

Q 11月29日に告訴するまで、毎回同じような回答のみで、途中経過の報告は一切なかった。甲良町は独裁社会か。告訴の前に議会に報告する義務が行政にはあるはず。

A 議員は町民の代表として、町行政に関わっている。町や町長の独裁で何事も運営されている事実が、今回証明されたといっても過言ではない。

A 町長 1月に発覚した税金の着服については、一日も早く告訴できるよう取り組んできたが、告訴するからには、「不起訴」とならないよう、条件を整えるため、やむなく延ばしてきた経緯がある。
警察や弁護士と相談の結果、告訴することが急遽決まったことをご理解いただきたい。

Q 10か月かかって、たったの3件、246万円とは、あきれて何も言えない。3件の裏付けに10か月もかかるのは不自然であり、もっと早く告訴できたはず。隠蔽工作に時間を費やしたと思われる。何が、告訴の障害となったのか。

税務課参事

A 膨大な資料の中に、改ざんされたであろう資料があり、手口も無数にあった。改ざんの手口を一件、一件検証し、その内容が刑事告訴に耐えられるかどうかを検証した結果、3件となった。

Q 甲良町行政の信頼はゼロに等しい。「プレミアム商品券の不正も正当化している町長では、部下の不正を告発できるはずがない」これが、町民の多くの声である。

第三者委員会については、調査の全てを外部の有識者に一任することが最善と考えるが。

総務課長

A 条例の中にあるように、学識経験者など、外部委員による第三者委員会としたい。

Q 11月4日、議員有志による要請書（領収書があるのに未納となっている件）については、いまだに何の回答もないが、要請した議員をばか扱いして放置しているのか。

税務課参事

A 現在調査のため、文書での回答は控えたい。今後、調査を重ね、できる限り、要請書に沿った内容で、納得いただける文書を発送したい。通知が遅れている方や一部送っていない方もあるようなので、すぐに通知をしたい。

総務民生常任委員会報告

12月8日

委員会に付託を受けた議案1件を審査した結果、条例制定1件を可決した。
審議内容（抜粋）は、次のとおりです。

◎第三者調査委員会 設置条例

Q 第三者委員会（公金横領事件の調査説明に向けた外部委員会）に全面的な協力をすることを条例に明記すべきと思うが。

A 条例には明記しないが、規則の中で規定する。

Q 選任された調査委員会委員の守秘義務は、

A 条例には明記しないが、規則の中で規定する。

Q 調査委員会の委員は、利害関係のない外部の方を選任すべきと思うが。

その他、調査説明に向け、条例公布後は、速やかに委員の選任をし、調査委員会の審議が開始できるよう努力することとの意見があった。



一般質問

町政のここが 知りたい！聞きたい！

Q & A



野瀬 欣廣 議員

公金横領問題の早期解決を！

Q 11月29日に刑事告訴の発表があったが、3件で246万8200円とかなり少ない額であった。3件に絞り込んだ説明を求める。

A 税務課参事
立件できるであろう証拠から、顧問弁護士、捜査機関と調整の結果、3件で告訴した。

Q 両センター分と大口の納税者分は、証拠も含めて明らかになっているが、これを含めなかった理由は。

A 税務課参事
調査を進めていく中で、立件できる証拠にまでは、至らなかった。

Q 横領金額の総額は、また、いつ明確になるか。
A 税務課参事
3000万円は越えて

いるが、総額は、調査中のため答えられない。時期についても言えない。

Q 疑問が残る金額の合計はいくらか。
A 税務課参事
不十分なことは、答えられない。

Q 第三者委員会設置の計画は。
A 総務課長
弁護士会に3名の委員の選任依頼をし、年度内に最低1回の委員会開催を目指す。1回目では調査方針を決めたい。

Q 税金納入済みの町民に未納連絡をしていたと聞くが、説明を求める。
A 税務課参事
納税台帳に改ざん部分があった。

Q 町民に対し、公金横領事件に関する説明が無いが、どのように考えているのか。
A 町長
早めの対応を考えていきたい。

防災センター今後の予定は

Q 防災センター建設予定地での埋蔵文化財試掘調査の結果は。
A 総務課長
奈良時代の土器の破片が出てきた。

Q 緊急防災・減災事業債を今年度中に受けなければならぬため、早急に進める必要があるとの話であったが、文化財が出たことで、予定がどのように変わるのか。
A 総務課長
防災だけではなく、建設水道課の建屋の関係、交差点改良における倉庫の関係もあるので、そのあたりもふまえて進めていきたい。

A 総務課長
本事業債は、来年度も継続されることになった。

Q 来年度以降もあるのなら、腰を落ち着け、進めるべきではないか。
A 総務課長
防災だけではなく、建設水道課の建屋の関係、交差点改良における倉庫の関係もあるので、そのあたりもふまえて進めていきたい。

ポケモンGOの 安全対応は

Q 自転車走行中や歩きながらのスマホでゲームをすると非常に危険である。学校では、児童生徒に対して、どのような指示を出しているのか。
A 学校教育課長
自転車に乗りながら歩きながらのスマホの禁止、危険な場所や他人の土地への立入禁止、また、夏休み中であつたため、熱中症に気をつけることを指示した。

※ポケモンGOをしながらの自動車運転により、悲惨な死亡事故が発生しています。
事故防止のため、絶対に「ながら運転」をしないでください。

【その他の質問】 ◆人口減少問題



駅に設置された啓発看板

一般質問

町政のここが 知りたい！聞きたい！

Q & A



田中 章浩 議員

農地一時転用による 砂利採取事業について

Q 農地一時転用による砂利採取事業の申請から許可までの手順は。

A 産業課長

農地の所有者や事業者から農業振興地域内農地一時転用の申請があれば、事前協議申請をもらい、関係課に意見聴取、使用についての確認を行い、許可基準等の審査を行う。

Q 使用道路は、通学路や生活道路である。安全対策や道路の補修は。

A 教育総務課参事

登下校時の通行停止の指導を行った。保護者には、工事期間やダンプの侵入経路を記載し、十分注意するよう文書を配布している。

A 建設水道課長

砂利採取の許可可事務は県であり、町道の管理者として、道路が傷んだ場合の補修やスピード制限などの安全対策について、県を通じて意見をしています。また、県と連携して、パトロールなどの点検を実施する。

Q 申請書類に不備はなく、許可に何の問題もないと聞いているが、安心して生活できないという住民の声も多々あった。町は反対意見を聞き入れないのか。

A 産業課長

砂利採取の農地一時転用は、許可基準を満たしていれば許可せざるを得ない。また、地元の代表者として農業委員や区長、農業組合長などに説明し、同意をもらっている。



砂利採取が予定されていた土地（尼子）

空き家対策を早急に！

Q 各集落で空き家が増加し、特に「危険空き家」とされる空き家では、倒壊による被害などが懸念される。

A 建設水道課長

空き家調査の委託先および業務内容は、29年度に協議会を立ち上げ、特定空き家などを限定し、取り壊しの勧告をしたい。

A 建設水道課長

28年6月に（株）オオバと契約し、水道の閉栓状況や集落の情報をもとに、空き家の現地調査、所有者の特定をしている。

A 産業課長

調査の進行状況および空き家の戸数は、27年度は、1件50万円の補助で2件80万6千円の実績。28年度は、1件20万円の補助で実績はゼロであり、補助金の増額は考えていない。

A 建設水道課長

戸数は、約200戸弱。空き家所有者の特定を実施し、特定できた空き家から意向のアンケートを実施する。

Q 特に対策が必要な空き家の取り壊しに向けたスケジュールは。

※各集落で空き家が増加し、衛生上や防災上の悪影響が懸念される。
早急な空き家対策をお願いしたい。

一般質問

町政のここが 知りたい！聞きたい！

Q & A



岡田 隆行 議員

小・中学校のトイレ

洋式化へ改善を

Q 和式トイレが使えない子が増えているので、トイレの洋式化の検討をお願いしたい。

A 学校教育課長
洋式トイレの家庭が増え、学校からは洋式化に向けて予算要望がある。

本町の洋式便座の割合は、全国よりも低く、子どもたちが安心してトイレを利用できるよう、来年度予算で洋式化を進めたい。

※NPO法人日本トイレ研究所や学校のトイレ研

究会の活用アドバイス、小林製薬の社会貢献活動（小学校に洋式トイレプレセント）の情報を提供。



移住・定住問題

取組の現状は

Q 甲良町総合戦略の進捗状況および、本町のPRの取り組みは。

A 企画監理課長

本格的な戦略の実施は、今年度から行っており、来年度に状況を報告する。PRについては、子育て関係のポータルサイト、高虎ふるさと館の整備に併せて、藤堂高虎のイラストやプロモーション事業に取り組んでいる。

※一般財団法人地域活性化センターや、移住・交流情報ガーデン、NPO法人ふるさと回帰支援センターへ、個人的に視察した内容の情報提供と、これらの施設への太いパイプ作りなどを提案した。主に助成金の活用や都心への田舎暮らしに憧れている若者に対してのPR活動のアドバイスなどを提案した。



全国各地から情報が集まる移住・交流情報ガーデン

文部科学省が幼稚園から高校までの教育に「アクティブラーニング」の導入を決定しているが、本町の学校の対応と取組は

Q ICT教育の充実を図るため、タブレット端末を導入されたが、授業における生徒の反応や効果は。

また、問題点や改善点はあるのか。

A 学校教育課長

小学校では、タブレット端末をパソコン室から持ち出して、静止画や動画を撮るなど、実験の振り返りなどに活用している。また、体育では、自分の実技の映像を見ることで、理解がより深まるなどの利点がある。

問題点としては、タブレットの映像を映し出すモニターが小さいため、文字などが分かりづらいと学校現場から聞いている。

今後は、タブレット端末を各教室でも使用できるように、モニターやプロジェクター、また、無線LANのルーターの増設など、学校の要望を聞きながら、財政と相談し、できるところから進めていきたい。

【その他の質問】

◆小学校・中学校での人権学習の取り組みについて（人権バンドや赤ちゃん先生の提案）

◆税務課職員の体調不良による長期休暇の問題点や改善策、人事異動に対する考え方

一般質問

町政のここが 知りたい！聞きたい！

Q & A



西川 誠一 議員

公金横領事件の 早期説明を

Q 27年度決算にあたり、滞納状況に調査の必要性や疑問を感じた職員はいなかったのか。

A 総務課参事

前年度より不納欠損額が大きいことを税務課にヒアリングしたが、適正な事務処理との回答であったため、特に指示はしなかった。

Q 税務課以外の納付状況での改善策は。

A 住民課長

窓口手数料は、申請書と交付内容を担当者と確認者で二重チェックし、手数料受領後は、管理職がチェックをしている。

A 総務課長

各課とも原則的に、現金を扱わない。

Q 長年の不正を小島一人でやっていたとは思え

ない。誰か協力者がいたのではないか。

約5万件の調査と聞いたが内容は。

A 税務課参事

協力者がいたとは思っていないが、今後の捜査で明らかになると思う。調査の件数は、小島入庁後の全ての件数である。

Q 長年、不納欠損処理を小島一人に任せていた

上司の管理監督責任をどう考えているか。

A 税務課参事

一人に任せていたことは反省している。今後は複数体制でチェックする。

Q 追加調査を残業まで

して作業しているが、追加請求するのか。

A 税務課参事

法的手段を用いて、請求する。

Q 追加告訴はできないと9月議会まで間違った答弁をしていたが、

今回の告訴は、3件で246万8200円。と

ても信じられない金額だ。

今まで何を調査していたのか。まさかお茶を濁す

気ではないだろうな。

A 税務課参事

膨大な資料の中で精査している。

ある程度の資料はできており、追加告訴を視野

に入れている。

Q 県民税は、県に対し

て滞納はないか。

A 税務課参事

現段階では滞納はないが、横領分では可能性がある

ため、11月28日に東北部県税事務所長に確定

次第納入することで理解いただいた。

給食費徴収問題は

Q 給食費滞納の改善策とその成果は。

A 教育総務課参事

滞納者40人に催告書を送付し、23人と折衝、内5人が完納、残りは分納で、併せて29万7200円の納付があった。

Q 元教育委員長によると、11万円強の滞納につ

いて厳しく指摘したことにより減少したが、現在の滞納額は、218万円

となっている。30万円弱の納付では、未だほん

の一部だ、更なる努力を。

A 教育総務課参事

既に卒業されているケースもあり、催告書も3つのパターンに分けて送付している。

悪質な滞納者には、給食停止の検討もしている

旨の通知をしている。

課の統廃合は

Q 人口減少が著しいが、以前提案した課の統廃合の検討は。

A 総務課長

29年度は介護保険の賦課給付業務を住民課へ移行し、課の統廃合を含めた骨子を固め、30年度には新体制にしたい。

選挙法改正で 若者は

Q 7月参議院選挙での10代の投票状況は。

A 総務課長

有権者18歳50人（投票者28人）、19歳90人（投票者38人）、投票率47.14%で、県下で16位であった。

対象者に啓発用ティッシュの送付、街頭啓発など行ったが、この結果であった。投票率アップに向け、更に検討が必要。

一般質問

町政のここが 知りたい！聞きたい！

Q & A



宮寄 光一 議員

町境・字境の防犯灯設置は (通学路の安全対策)

Q 公衆の安全を図ることを主たる目的に、昭和36年3月31日、防犯灯等整備対策要綱が閣議決定された。本町では甲良町防犯灯LED化促進事業補助金交付要綱が定められているが、現在の補助金の利用状況は。

A 総務課長

各字管理の防犯灯は、約800灯、昨年度と今年度の補助金で約4割がLED化になった。町管理は、約200灯あり、LED化については順次進めていきたい。



豊郷町雨降野と長寺の境界

Q 豊郷町雨降野から長寺への境界と法養寺から長寺(肉の大和方面)への境界の2か所は、夜間危険だと周辺の人から苦情を聞く。事前に通告書を渡しているので総務課として現場を確認したか。また、境界ということ、町で設置すべきと思うが。



法養寺から長寺方面(通学路)

A 総務課長

夜も含めて現場確認し、かなり暗くて危険だと認識している。中学生の通学路でもあり、この2か所と他にも要望のあった池寺の通学路について、早急に設置する。

学校施設の充実を

Q 近隣の洋式トイレの設置率は。

小学生の保護者からは、学校に洋式トイレが少ないため、順番待ちやトイレに行くのを我慢している。和式トイレが使えない。また、中学生の保護者からは、福祉センターまでトイレに行っている。と聞いた。せめて全国平均になるよう予算措置を。

A 学校教育課長

彦根市41.7%、愛荘町39.4%、多賀町40%、豊郷町54.4%であり、甲良町は31.8%。

A 総務課長

教育委員会からの要望もあり、協議しながら検討していく。
※町長の閉会あいさつで、基金(ふるさと納税基金)で対応し、全国平均になるよう予算措置をする旨の回答があった。

南部工業団地に伴う 住宅地の確保は

Q 町内に空き家がたくさんあるが、その使い道や工業団地の社員や二男・三男対策として住宅地確保の予定があるか。

A 企画監理課長

30年度をめどに空き家バンクの運用をめざし、企業にも紹介していきたい。

A 町長

本当は町内に住みたいが、土地がなくて家が建てられない、彦根、愛知、犬上の管内に全体の60%の転出者がいる。

Q 人口減少に歯止めをかけるためには、住宅地の確保、尼子駅周辺や役場から道の駅までのライン、また、南部工業団地の社員の住宅地を同時進行で進めていくのが理想的ではないか。

住宅地がないため、近隣市町に家を建てたり、アパートを借りて住んでいる。町行政が率先して住宅地を確保しなければならぬと思うが。

【その他の質問】

◆デジタル黒板の設置を
◆学校内に無線LANの環境整備を

◆東小学校の外壁補修は
◆甲良中学の特別支援員について

◆東西小学校のプールの撤去について
◆町の機構改革は

一般質問

町政のここが 知りたい！聞きたい！

Q & A



山田 裕康 議員

長寺・呉竹両センター

入金分の調査は

Q 9月議会で質問した小島が集金した両センター入金分について、まだ調査中との答えであったが、現在は、どこまで進んだか。

A 税務課参事

現在も捜査機関と協議を重ねており、刑事告訴に耐え得る証拠書類の整理を進めている。

Q 着服した金額は、現時点でいくらか。

A 税務課参事

代理弁済された3000万円は超える。

Q 今は、どのような調査を行っているか。

A 税務課参事

システムを中心に改ざんを見つけ出し、検証を行っている。

Q 調査はいつまで続くのか。

A 税務課参事

捜査機関や弁護士との調整をしていく中で、犯罪を立証する難しさを痛感している。

まだまだ、やらなければならぬことが山積みではあるが、課員一同、協力して早期解決に努めたい。

※大変な業務だと思うが、頑張っていたきたい。

また、限られた人数の中、時間外勤務等で体調を崩し、長期休暇になると、他の者への負担が増え、悪循環になることが懸念される。

総務課などと相談をしながら、絶対に一部の者だけの負担にならないよう、気を付けてほしい。

Q 両センターにおいては、現金の取り扱いをどのようにしているか。

A 呉竹センター館長

センター業務の中で日々、現金を預かるが、横領事件発覚の前から、入金者の顔の確認を行い、台帳に入金日、金額を控えて、集金に来た職員等の受取印をもらい引き渡している。

センターでは、日々、ミスのないよう、集金業務を行っている。

※これからもしっかりと確認しながら、収納業務を行ってほしい。

プレミアム商品券

超過購入のけじめは

Q プレミアム商品券の購入に際し、2冊を超えて購入した北川町長と建部議員は、9月議会の時点で、返還されていないということだったが、それ以後、超過購入分の返還をされたのか。

A 産業課長

販売に関しては、産業課の hands 際で、混乱を招いたことを深く反省しなければならぬと思っています。

しかし、このことに関しては、既に決定したことであり、返還する必要はないと考えている。

※全国放送され、甲良町のイメージを悪くしておいて、全く反省がないと言わざるを得ない。

甲良町では、超過購入分の返還をされていないが、このような問題が起きた他の市町村では、返還されている。本当に情けないことである。

【その他の質問】

◆28年9月2日、記者発表された職員の処分内容は

プレミアム商品券
7/15より販売開始!
販売数 4,000冊 (売切れ次第終了)
お一人様2冊まで

10,000円で
13,000円分のお買物ができる!

なんと
3,000円分
もお得だね!

全加賀店共通券
小坂町加賀店専用券

1冊 10,000円 (1,000円券×13枚)
全加賀店共通券 1,000×6枚 小坂町加賀店専用券 1,000×7枚

販売期間 7月15日(水)～17日(金) ▶ 午前9時～午後7時
7月21日(火)～ ▶ 午前9時～午後5時

販売場所 甲良町役場
※売切れ次第終了します

この商品券は、登録された加盟店で使えます。取扱加盟店に貼られたポスター等でご確認の上、使用してください。

商品券が使えるお店は裏面に掲載しています

お問い合わせ先 甲良町役場 産業課 TEL0749-38-5069

27年度実施されたプレミアム賞品券事業

一般質問

町政のここが 知りたい！聞きたい！

Q & A



西澤 伸明 議員

町民のくらしや 子育て応援の充実を

Q 消費税が8%に引き上がり、町民の暮らしは厳しいものがある。直接、町民に接する町政が温かい施策の実行を。

第2子以降の保育料の軽減、出産祝金等新設された。増額の検討もされているが。

A 教育総務課参事
第2子以降の保育料軽減は、国と県の制度に準じて軽減を行っている。

A 保健福祉課長
出産祝金の増額は現在、考えていない。育児支援としての助成を「ひと部会」で検討している。

Q 子育て応援の施策を充実し、「子育てするなら甲良町」のアピールを強くすることが大切だ。国、県が保育料の軽減を前進させたが、町が上乗せ軽減で臨んでほしい。出産祝金は、少額でも大

変喜んでる声を聞いており、増額が必要だ。

A 保健福祉課長
祝金の増額は、現在考えていないが、子育て支援として、おむつ助成を検討している。

Q 着服事件等で大変揺れているからこそ、あったか暖房費補助など、弱者の暮らしに寄り添う施策を充実し、メッセージを送る必要がある。

A 保健福祉課長
あったか暖房費補助は、現在考えていないが、生活保護や就労支援など、生活の困りごとに対し、関係機関と連携を図り支援したい。

Q 学生団体や青年団体が全国各地で、給付型の奨学金の充実に取り組んでいる。県内で給付も貸与も制度なしは長浜市、

近江八幡市、草津市、栗東市、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町だ。制度設計が必要だが。

A 教育総務課参事
町単独の給付型奨学金は、現在考えていない。

奨学金を希望される方は、県などの奨学金を紹介している。

※県の奨学金は貸与で給付はない。卒業した後、借金が残し、高額な借金問題がある。学生を支援する制度設計をぜひ前向きに検討を。

住宅リフォーム 補助の充実を

Q 住宅リフォーム補助制度の現状と課題、制度開始以来の実績と経済普及効果の程度、今後の課題は。さらなる充実を。補正予算や来年度予算での対応が必要だが。

A 産業課長
24年度から27年度で95件、実績総計は2億7135万8千円。

波及効果は、町内の施工業者を利用することで、地元育成になっている。

来年度以降、募集時期を早め、本年度と同額を予算要求したい。

Q 本町独自の中小建設土木業者の実情から、外構工事も対象とする検討を。

A 産業課長
現在、外構工事は対象としていない。

滞納問題の解決に は深刻な貧困に 心寄せて

Q 滞納問題の基本は、格差と貧困の深刻な広がりに心を寄せ、町長自らが出向き、担当課と共に取り組むことが大きな役割を持つ。無法もあり、

生活困窮の問題もあり、実情を直接聞き、分割や条件変更などの対応ができるのでは。町長の決意は。

A 町長
所得も減少し、生活が苦しい人も増えている中で、中学生までの医療費の無料化等含め、いろんな形でフォローしている。

非常に厳しい生活の実態もトップとして把握し、機会を設け訪問し、身近に相談を受ければ、信頼につながると思う。

【その他の質問】

◆着服事件に対する町長の基本姿勢を問う

◆ゴミ処理広域化にあたって、県が発表した「指標」に沿い、全ての会議公開の努力を

こんにちは!!

「ファミリーステーション甲良」です。

『ファミリーステーション甲良』は、町の指定を受け、社会福祉法人湖東会が運営する、小規模多機能型居宅介護事業所として、昨年4月に小川原に開所しました。

小規模多機能型居宅介護とは、要支援・要介護の認定を受けた高齢者に在宅で可能な限り自立した日常生活が送れるよう、



小川原536番地1
☎288-8880

初夏のツツジ、秋の紅葉
縁側での日光浴は最高です!

「通い」利用者の一日の流れ

時 間	活動等の内容
9:30 ~	お迎え・健康チェック
10:00 ~	個別活動 (入浴・趣味活動・脳トレなど)
11:30 ~	リハビリ体操・嚥下体操
12:00 ~	昼食・口腔ケア
13:30 ~	レクリエーション
15:00 ~	おやつ
16:00 ~	お送り

「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や自宅への

「訪問」を選択により組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、日常生活支援や機能訓練などのサービスを受けていただくものです。通いでは、各曜日10名前後の方が利用され、左記のような一日を過ごされています。訪問では、

ひとり暮らしの方の安否確認や、体調に不安のある方の健康チェック、食事準備のお手伝いなどを行っています。

サービス実施においては、「お世話する」のではなく、本人ができること、やりたいことを大切に、その人らしい暮らしを支える工夫により、「本人の思いや願いをかなえること」を目指しています。通いの活動の中で、食事の準備や片付け、洗濯



おいしい梅干ができました!

物たたみなどを手伝っていただいているのもその一つです。また、プランターで野菜を作ったり、梅干しを漬けたり、暮らしの習慣や過去の経験を活かせる取り組みも実施しています。

「ファミリーステーション」の名前の由来は、民家のぬくもりと優しさを活かし、子どもからお年寄りまで、誰もが家族のように集う家。利用者だけでなく、家族、地域の方々が気軽に立ち寄り、交流できる場所でありたいと考えています。

編集後記

せせらぎ

「しあわせの権利」

誰もが手にしているもの。それが、しあわせになる権利。誰にでもおなじようにしあわせになる権利、しあわせになりたいと願える権利がある。

それは、誰かにもらったりあたえてもらったものではなくはじめから自分で手にしているもの。

だけど、そのことをわすれてしまう。だから、これをしたらだめあれをしたらだめ

これはムリと自分をしばって。

しあわせになりたいと願うことは、どこにいても、どんなときでも

誰にでもできること。

しあわせの権利を持っていること、誰でもしあわせになれること、そのことをいつもわすれずにいたい。

廣瀬裕子「HEART BOOK」より

山田 裕康